

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒920-0968 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階 石川県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第9号)第12条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	石川県後期高齢者医療広域連合のホームページ上(http://www.ishikawa-kouiki.jp/)に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料: 複写機にて作成した公文書は1枚につき10円)) 納付方法: 現金
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	後期高齢者医療関係情報ファイル
公表場所	石川県後期高齢者医療広域連合 事務局 総務課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒920-0968 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階 石川県後期高齢者医療広域連合 総務課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行うための標準的な処理期間を有する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年11月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	石川県後期高齢者医療広域連合のホームページにて全項目評価書を公開し、パブリックコメントを実施する
②実施日・期間	平成28年11月22日から平成28年12月21日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年1月27日
②方法	石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問し答申を得た。
③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	評価書全体	後期高齢者医療広域連合	広域連合	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<制度内容>について記載	見出し<制度内容>に「また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容> 項番1. 資格管理業務について記載	項番1に「(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容> 項番2. 賦課・収納業務について記載	項番2に「(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し＜事務内容＞ 項番3. 給付業務について記載	項番3に「(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し＜事務内容＞は項番3までを記載	項番「4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)」。また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。(※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し＜事務内容＞は項番3までを記載	項番「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までを記載	項番「6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。(※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までを記載	項番「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までを記載	項番「4. 加入者情報管理業務(1)加入者情報作成 標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までを記載	項番「5. 副本管理業務(1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までを記載	項番「6. 情報照会業務(1)情報照会要求 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 ・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。	「・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	「・住民基本台帳法 第30条の9」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 業務全体図	情報提供ネットワークシステム(情報連携に係る記載はなし)	地方公共団体情報システム機構、取りまとめ機関、広域連合内の中間サーバー等統合専用端末を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の即時交付申請 備考	注釈(※印)を3つ目まで記載	「※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得 備考	2 - ④まで記載	「2-⑤広域連合の標準システムでは、市町から送信された当該情報に含まれる「市町と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (3)被保険者資格の異動 備考	注釈(※印)なし	「※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 備考	注釈(※印)なし	「※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1)保険料収納管理 備考	注釈(※印)なし	「※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 3. 給付業務 備考	注釈(※印)なし	「※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	記載なし	全図、全文追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	記載なし	全図、全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	記載なし	全図、全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添1)事務の内容 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	記載なし	全図、全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	9項目を記載	3項目目と4項目目の間に「・その他住民票関係情報: 資格管理に関する事務を行うために記録するもの。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(石川県内の19市町) []その他()	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) [○]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	[]情報提供ネットワークシステム []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手の時期・頻度	項番1「広域連合は市町から以下の特定個人情報 を入手する。」のみを記載	項番2「地方公共団体情報システム機構からの 個人番号の入手」及び項番3「情報提供ネット ワークシステムからの特定個人情報の入手」を 追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 1. 入手する根拠	「○当広域連合が構成市区町村の窓口業務担 当部署から情報を入手する根拠」及び「○構成 市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内 の他の部署から情報を入手する根拠」について 記載	「○地方公共団体情報システム機構から個人 番号を入手する根拠」及び「○情報提供ネット ワークシステムから特定個人情報を入手する根 拠」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	項番3までを記載	項番4「情報提供ネットワークシステムからの特 定個人情報入手に係る妥当性」及び項番5「地 方公共団体情報システム機構から個人番号の 入手に係る妥当性」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	項番1のみ記載	項番2「被保険者等に対する個人番号を取得す るにあたっては、あらかじめ以下の内容を示し ている。・資格履歴管理事務において、国保連 合会から委託を受けた国保中央会に個人番号 を提供し、国保中央会が個人番号を管理するこ と。・情報提供ネットワークシステムを通じた情 報照会・提供事務において、支払基金が機関別 符号を入手、管理すること、及び支払基金が情 報提供等記録を生成、管理すること。・本人確 認事務において、支払基金に個人番号を提供 すること。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 ※	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	「・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 ※	項番3までを記載	項番4「情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 ※ 情報の突合 ※	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。 ・同一広域連合内である市町から他の市町に転居した場合に、転居先の市町から入手した住民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。	「・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者者の申請情報と突合する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無 ※	(1)件	(4)件	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2及び①～⑨	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3及び①～⑨	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4及び①～⑨	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[]提供を行っている()件	[○]提供を行っている(16)件	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1及び①～⑦	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	見出し<標準システムにおける措置>までを記載	「<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	[定められていない]	[20年以上]	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	見出し<標準システムにおける保管期間>までを記載	「<中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。・情報提供等記録項目については、7年間保管する。・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	消去しない	<標準システムにおける措置> 消去しない。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉碎する。	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	宛名番号と被保険者番号によるリンクを記載	被保険者枝番によるリンクを追記 情報連携関連項目、情報提供等記録項目、本人確認項目、注釈(※印)を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	「【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については広域連合の標準システムに情報登録を行わず、速やかに削除する。 ・当組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	「【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	「【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	「【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者がなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞アクセス権限は、情報システム管理者(※4)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。(1)発効管理・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。(2)失効管理・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 ＜中間サーバーにおける措置＞当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。・パスワードの最長有効期限を定めている。 ※4:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティポリシー基本方針では「情報システム管理者」が行うこととしている。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外には行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・該当する当広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜中間サーバーにおける措置＞ ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 ＜中間サーバーにおける措置＞・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※2: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	＜当広域連合で行う委託業務における措置＞について記載	「＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	＜当広域連合で行う委託業務における措置＞について記載	「＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	＜当広域連合で行う委託業務における措置＞について記載	「＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<当広域連合で行う委託業務における措置>について記載	「<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<当広域連合で行う委託業務における措置>について記載	「<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜標準システムサーバー等における措置＞について記載	「＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ ・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策※(7. リスク1⑨を除 く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い 情報のまま保管され続けるリ スク リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運 用における措置＞ ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の 更新があった際は、速やかに中間サーバー の委託区画又は副本区画の情報を登録・更新 する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策※(7. リスク1⑨を除 く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報消去 されずいつまでも存在するリ スク 消去手順	[定めていない]	[定めている]	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策※(7. リスク1⑨を除 く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報消去 されずいつまでも存在するリ スク 消去手順 手順の内容	＜標準システムにおける措置＞について記載	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運 用における措置＞ ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境 (委託区画)に特定個人情報を登録する。資格 審査の結果、資格を得られない場合には、運用 支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報 を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者 について、中間サーバー委託区画に登録され ている資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に 登録されている副本情報を削除する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策※(7. リスク1⑨を除 く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・平成21年度から定期的に公認会計士による 外部監査を実施している。 ・外部監査の際に指摘された事項について、シ ステム保守事業者と協議し、対応策を策定して いる。 ・監査結果によって指摘された事項は、改善状 況を定期的に確認し、システム運用の問題点の 把握と改善に努めている。	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運 用における措置＞ 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準 システム及び当広域連合の運用における安全 管理措置について、定期的に監査を行うことと している。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月13日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・新規派遣職員説明会の際など、職員に対して 情報セキュリティ対策研修を定期的実施し、 職員の情報セキュリティ意識の向上に努めてい る。 ・研修等の際に個人情報の取り扱いや記録媒 体の使用制限、情報セキュリティポリシーの概 要等について説明し、周知徹底している。 ・違反行為を行った者へは、改善するよう指導 する。違反行為の程度によっては石川県後期 高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成 19年条例第9号)の罰則規定に基づき、処分の 対象となりうる。また、地方公務員法による懲戒 処分の対象ともなりうる。 ・委託事業者に対しては、契約内容に委託先従 業員に対する情報セキュリティに関する教育の 実施を義務付け、秘密保持契約を締結してい る。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人 情報保護に関する秘密保持義務を明記し、委 託業者に対して情報セキュリティポリシー等のう ち委託事業者が守るべき内容の遵守及びその 機密事項を説明している。	「＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運 用における措置＞ ・中間サーバーの統合専用端末における操作 について、厚生労働省が当広域連合の職員に 対して、統合専用端末導入前に研修を行う。」を 追記	事後	再評価に伴う変更のため

別紙1「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号別表第二 第80項 別表第二 第81項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17				
18				

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。